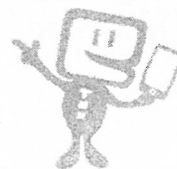


ぜひ!!  
ご覧ください!

## 二本松税務署からのお知らせ



### 1. スマートフォンで確定申告書を作成してみましょう!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」ではスマートフォンを利用して確定申告書を作成することができます。  
また、マイナンバーカードがあれば e-Tax で送信できます。  
ぜひ、確定申告はご自宅からスマホで e-Tax!



作成コーナー



### 2. 給与所得者等の還付申告

年末調整を行っている給与所得のみの方等が医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）により還付を受ける申告書は5年間提出することができます。（令和5年分の確定申告の場合は、令和10年12月31日まで。）

4月2日以降でも税務署では予約制にて申告相談をおこなっています。  
（4月2日以降の相談の予約は3月25日（月）から受付いたします。）

還付申告



### 3. 医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付では医療費控除を受けることはできませんのでご注意ください。

申告書作成会場で医療費控除の確定申告書を作成する方は、あらかじめご自宅等で「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場願います。

裏面をご覧ください!

医療費控除 明細書 書き方



## 令和5年分 申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税  
令和6年  
3月15日（金）まで

消費税および地方消費税（個人事業者）  
令和6年  
4月1日（月）まで

#### ○ ご相談が必要な方は、申告書作成会場へ

開設場所：二本松福祉センター 3階 第3会議室（二本松市亀谷1丁目5番地1）

開設期間：令和6年2月16日（金）～3月15日（金）《土、日、祝日を除く》

開設時間：午前9時～午後4時（作成終了時間）

※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には入場整理券が必要です。

入場整理券は申告書作成会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

※ 配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

※ 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※ スマートフォンやタブレット及びマイナンバーカード（マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号を含む。）をお持ち下さい。



確定申告で困ったらチャットボットで解決!



税務職員ふたは

〒964-0911 二本松市亀谷1丁目29

二本松税務署 TEL0243-22-1192

音声案内後「0」番を選択：確定申告に関するご相談  
「1」番を選択：国税に関する一般的なご相談  
「2」番を選択：4月2日以降の来署予約  
（予約受付は3月25日（月）から）

## 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

|                                     |                             |                                         |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|
| (1) 医療費通知に記載された医療費の額<br>(自己負担額) (注) | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額 |
| 円                                   | ② 円                         | ① 円                                     |

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

|             |   |       |   |   |       |   |
|-------------|---|-------|---|---|-------|---|
| 医 療 費 の 合 計 | A | (㉔+㉕) | 円 | B | (㉔+㉕) | 円 |
|-------------|---|-------|---|---|-------|---|

### 3 控除額の計算

|                        |                    |   |
|------------------------|--------------------|---|
| 支払った医療費                | (合計)               | 円 |
| 保険金などで<br>補てんされる金額     |                    |   |
| 差引金額<br>(A - B)        | (マイナスのときは0円)       |   |
| 所得金額の合計額               |                    |   |
| D × 0.05               | (赤字のときは0円)         |   |
| Eと10万円のいずれか<br>少ない方の金額 |                    |   |
| 医療費控除額<br>(C - F)      | (最高200万円、赤字のときは0円) |   |

|   |
|---|
| A |
| B |
| C |
| D |
| E |
| F |
| G |

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額  
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越控除を差し引く計算」欄の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。